


「(仮称)大阪府子どもを性犯罪から守る条例(案)」の概要

※本条例(案)については検討中であり、今後、変更する場合があります。

については条例(案)の概要ではなく、各項目の考え方を説明したものです。

1 趣旨・目的について

次代を担う子どもが犯罪に遭うことなく、安全に安心して暮らすことは、府民すべての願いであり、子どもをささえ、導くことは社会全体の責務でもあります。しかしながら、子どもが被害に巻き込まれるケースは少なくなく、性犯罪も例外ではありません。

子どもに対する性犯罪は、被害者の人権、尊厳を踏みにじる、決して許すことのできない犯罪であり、子どもに深刻な身体的苦痛や被害をもたらすとともに、精神的にも深刻な影響を与え、その後の成長発達に大きな傷跡を残すなど、本人、その家族をはじめとして府民生活に重大な影響を及ぼすものです。

よって、子どもの安全を最優先に「社会全体で次代を担う子どもを性犯罪から守る」という視点から、子どもが性犯罪の被害に遭わない、性犯罪者を作らない社会の実現を目指し、条例を制定します。

2 府、事業者、府民の責務について

- (1) 府は、市町村、事業者及び府民と連携して、社会全体で子どもを性犯罪から守る総合的な施策を実施する責務がある旨規定します。
- (2) 事業者は、その事業活動を行うにあたり、子どもを性犯罪から守るために必要な措置を講じるよう努めるとともに、府が実施する社会全体で子どもを性犯罪から守る施策に協力するように努めるものとします。
- (3) 府民は、日常生活において、子どもの安全確保に努めるとともに、府が実施する子どもを性犯罪から守る施策に関して、協力するように努めるものとします。

3 広報啓発等について

<啓発・教育>

- (1) 府は、社会全体で子どもを性犯罪から守ることにに関して、府民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を推進するものとします。また、子どもに被害が及ぶと認められる場合には、被害者及びその関係者の負担とならないように十分に配慮したうえで、その情報をもとに、子どもに対する性犯罪の未然防止の啓発に取り組むこととします。

府は、子どもが性犯罪の被害に遭わないための教育を充実するように努めるものとします。

<助言その他の必要な支援>

- (2) 府は、市町村、事業者及び府民が、社会全体で子どもの安全を確保するために行う自主的な活動を促進するため、必要があると認めるときは、技術的な助言その他の支援に努めるものとします。

4 子どもや保護者、地域に不安を与える行為等への対応

☞地域における子どもの安全活動が定着、活発化の方向に進んでいる中においても、社会を震撼させるような事件だけでなく、事件には発展しないまでも、子どもに対してお金をあげるなどの甘言を用いた声かけや、無言でついてくるといった特異な言動に関する情報が年間約500件（小学生以下）も警察等に寄せられるなど、子どもや保護者など地域社会に不安を与えるといった新たな問題が発生しています。子ども、保護者等の不安を取り除くため、これらの行為について新たな規制を加えます。

<子どもに不安を与える行為の禁止>

- (1) 保護監督者（保護者、学校等の職員など）が直ちに危害を排除できない状態にある13歳未満の者に対し、子どもの安全を見まもるための活動又は地域社会で行われるあいさつ等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除いて、次の行為をしてはならないこととします。
- ① 甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くこと
 - ② 不当な目的で、義務のない行為を要求すること
- (2) 常習的に上記の行為を行った者について、罰則を定めます。

☞子どもに不安を与える行為の内容

甘言を用いて惑わす又は欺く

相手の気を引くような巧みな言葉により、子どもの適正な判断を誤らせる

(例)おもちゃを買ってあげるからおいで
モデルみたいやねえ、一緒に遊ぼう

虚言を用いて、惑わす又は欺く

事実に反することを内容とする言葉により子どもを錯誤に陥れることなど

(例)テレビに出てみないか
お父さんが事故に遭ったのでおいで

義務のない行為の要求

社会通念上正当な理由があると認められる場合を除いて義務のないことを要求する

(例)この瓶にツバを入れて膝を見せて
ペロを見せて

<子どもを威迫する行為の禁止>

- (3) 保護監督者（保護者、学校等の職員など）が直ちに危害を排除できない状態にある13歳未満の者に対して、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除いて、次の行為をしてはならないこととします。
- ① 言い掛かりをつけ、又はすぐむこと
 - ② 身体又は衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと
- (4) 子どもを威迫する行為を行った場合について、罰則を定めます。

☞ 子どもを威迫する行為の内容

【言い掛かりをつける】

全く根拠のないことをあるかのように言い繕い、又は事実を針小棒大に誇張して難癖をつける

【すぐむ】

相手を睨みつけ、又は相手に威圧を与える

【身体又は衣服等を捕らえる】

子どもの身体や身に付けている衣服等を引っ張り又は捕らえる

【つきまとう】

しつこく子どもの行動に追隨する

<禁止行為に係る通報と配慮事項>

- (5) 子どもに不安を与える行為及び子どもを威迫する行為を発見した場合は、保護監督者又は警察官に通報するよう努めるものとします。
- また、通報を受けた保護監督者は、警察官に通報するよう努めるものとします。
- (6) 通報を行う者は、可能な限り子どもの不安を取り除くように努めるものとします。また、禁止行為の規制等を行うに際しては、健全な地域活動や子どもの健全育成活動を阻害することのないよう、十分配慮するものとします。

5 刑期満了者に対する社会復帰支援

☞ 性犯罪刑期満了者の社会復帰支援をはじめとした再犯防止に、相談活動が一つの有効な手段であることから、保護観察所等の関係機関と十分協議し、例えば、臨床心理士、医師、民間の保護司、警察官等からなる「社会復帰支援員（仮称）」が社会復帰支援対象者と面談、相談に応じる等により、大阪府として社会復帰をサポートします。

また、社会復帰支援を行うため、社会復帰支援対象者に対しての居住地の届出義務制度を設けます。

〔 国の資料にも相談先が見つからないまま再犯に至っている者が多いと記載されており、性犯罪受刑者からも「再犯について何らかの不安を感じている」、「誰か、周りに支えてくれる人がいれば良い」などのアンケート結果があります。 〕

<社会復帰支援対象者>

- (1) 18歳未満の子どもに対して、①から⑥に掲げるいずれかの罪を犯し、刑期満了の日から五年を経過していない者で、大阪府内に居住する者

- ① 強制わいせつ（刑法第176条）、同未遂（刑法第179条）及び同致死傷（刑法第181条）
- ② 強姦（刑法第177条）、同未遂（刑法第179条）及び同致死傷（刑法第181条）
- ③ 集団強姦（刑法第178条の2）、同未遂（刑法第179条）、及び同致死傷（刑法第181条）
- ④ 強盗強姦、同致死（刑法第241条）及び同未遂（刑法第243条）並びに常習強盗強姦（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条）
- ⑤ 営利目的等略取及び誘拐（刑法第225条）のうちわいせつ目的のもの及び同未遂（刑法第228条）
- ⑥ 児童ポルノの製造（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条第3項）

<居住地の届出義務>

- (2) 社会復帰支援対象者は、居住地、氏名、読み仮名、性別、生年月日、連絡先、罪名、出所年月日を新たに大阪府の区域内に住所を定めた日から一定期間内に知事に届け出なければならないこととします。変更が生じた場合も同様とします。
- (3) 上記の届出義務に違反した場合には、過料を定めます。

<届出内容の確認>

- (4) 府は、届出を受理したときは、訪問その他の方法により届出内容の確認をします。

<社会復帰に対する支援>

- (5) 府は、居住地の届出を受理した社会復帰支援対象者に対して、更生及び社会復帰に関する相談、支援等を行い、社会復帰支援対象者の社会復帰を行うものとします。

<届出内容等の管理>

- (6) 届出内容は、社会復帰支援活動のみに活用するものとし、届出内容、社会復帰支援活動により得られた内容については、厳格に管理するものとします。

6 条例適用上の配慮事項

- (1) 条例適用にあたっては、性犯罪の被害者及びその関係者の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮しなければならないこととします。
- (2) 社会復帰支援にあたっては、事情を知らない家族、親族、近隣住民、勤務先その他社会復帰支援対象者の関係者に、不用意に知られることがないように十分配慮しなければならないこととします。